

ラ為スト云フニ付キ向人ニ本任スルコト
 3. 前記ノ案実行不能ナル時ハ爭議解決迄職工ヲ工場内ニ寄食
 セシメ置ラコト

ノ三条件ヲ提案シタルニ工場主ハ相澤ニ解決方ヲ本任スルコト
 ニ回答シ同日三十日相澤ト會見シ交渉ヲ進メタルニ相澤ハ本率
 減ノ解決ハ希望スル感ナルヲ以テ個人トシテ金五拾円ヲ提供ス
 ベント述ベ宮川ヨリ金五拾円ハ職工各人ニ支給スルモノナリ又
 全部ニ對シ五拾円ナリ又ト札シ全部ニ對スル旨答タルニ宮川ハ
 爭議ニ對スル相澤ノ同情金トシテナラバ申度クル又爭議解決ノ
 意味トセバ受領スルコトヲ得スト述ベ相澤ハ爭議解決ノ意味ナ
 ル旨答タル為メ交渉決裂ニテリタルガ工場主ハ負債約八千余円
 ヲ有シテ工場ノ借債及地代等ニ就テモ數ヶ月間帯納シ居ル有様
 ニテ充分ナル解雇手當ハ到底檢出シ得サル境過ニアルヲ以テ末
 ガ解決ノ曙光ヲ見ルニ至ラス

労働第六五二七號

昭和五年八月五日

湯淺忠監 丸山 樹吉

5. 8. 8
 154

労働大臣 安達 謙藏殿
 社会局長 官殿

蒲田印刷所ノ労働爭議ニ関スル件

標記爭議ハ其後何等ノ交渉ナク解雇職工中澤岡吾作一名ヲ除ク
 外ハ轉職ニ爭議ハ自然消滅ノ状ニナレリ
 右及中(通)報候也